平成２１年（フ）第２９６号
和歌山市西庄155番地　県住西脇グリーン団地１棟２階28号
債務者　川口　一子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３５３号
和歌山市雄松町６丁目10番地　共栄第３団地３－４
債務者　柏木由美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８３号
和歌山県橋本市神野々342番地　グリーンフル堀畑203号、住民票上の住所和歌山県橋本市神野々342番地
債務者　奥田由美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３１号
和歌山県岩出市中島575番地の２　206号
債務者　東﨑　明美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４２号
和歌山県橋本市三石台３丁目29番地の２―513
債務者　丹野　良一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４５号
和歌山市船所152番地
債務者　山本　泰寛
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４７号
和歌山県海南市大野中484番地
債務者　鳶保　京子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４５２号
和歌山県有田郡湯浅町大字山田1915番地１
債務者　前田　末幸
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４６０号
和歌山県紀の川市上野47番地
債務者　松本　　宏
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５５号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅11棟201号室
債務者　三枝　博美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８８１号
神奈川県藤沢市善行団地７番７～406号
債務者　水上　吉美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８８２号
神奈川県藤沢市善行団地７番７～406号
債務者　水上冨美子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９６８号
神奈川県大和市柳橋３丁目16番地　ハイム桜ヶ丘７―202号
債務者　冨田　郁子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８号
石川県七尾市中島町豊田12部31番地、従前の住所石川県羽咋郡志賀町仏木への５番地１
債務者　小谷　浩彦（旧姓谷内上）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第３２号
長崎県北松浦郡江迎町末橘免402番地３
債務者　吉山　　實
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
長崎県佐世保市大塔町14番地28
債務者　面田　浩美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係